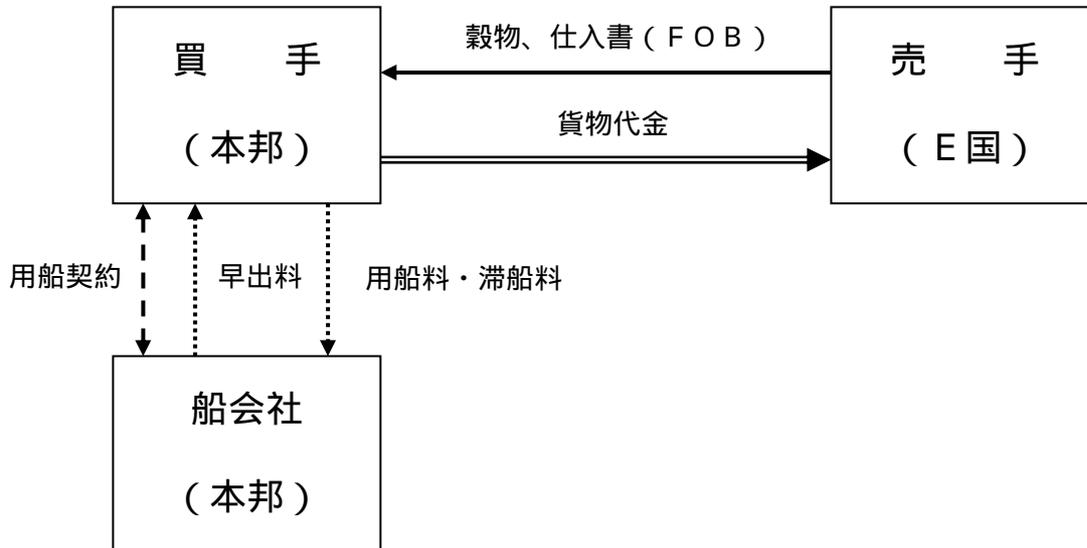


2. 船会社に支払う積地で生じた滞船料及び

船会社から受領する積地で生じた早出料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で穀物を購入（輸入）します。

当社は、船会社との外航運送契約（用船契約）により手配したA船により本邦まで輸入貨物を運送します。

今般、積地において、当社が輸入する別の貨物を先にB船に船積みするよう国内販売先から要請され、A船が輸出港内で貨物の船積みを待ったことにより、外航運送契約において約定された許容停泊期間を超えたため、当社は、用船料とは別に滞船料を船会社から請求され、これを支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払った滞船料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

また、積地において、外航運送契約（用船契約）で約定された許容停泊期間より早く船積み作業が終了し、当社は、早出料を船会社から受領する場合があります。

この場合、輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社から受領した早出料の取扱いについてはどのようになりますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払った滞船料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

また、上記の取引において貴社が船会社から早出料を受領した場合は、用船料から早出料を控除した額を「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」として現実支払価格に加算することとなります。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、この船舶が用船契約で約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、その発生原因からみてその支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情がある場合を除き、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれることとされています。

上記の取引において貴社(買手)が船会社に支払う滞船料は、貨物の積地において発生しているもので、また、その発生原因は、貴社の国内販売先からの要請によるものですので、「課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情がある場合」には該当しません。

したがって、貴社が船会社に支払う滞船料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれることとなります。

また、上記の取引において貴社(買手)が船会社から受領する早出料は、貨物の積地において発生しているもので、用船契約で約定された許容停泊期間より早く、貨物の荷役が終了したために船会社が貴社(買手)に支払うものであることから、用船契約に基づき、船会社が用船料の一部を割り戻すものと解され、用船契約に基づき運送の対価として船会社に最終的に支払われる費用は早出料を差し引いた額となります。

よって、貴社が船会社から受領する早出料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の計算において控除することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、ニ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)